

**芳野保育園の定員増に伴う入園・転園を受け付けます**

法人立の芳野保育園は、移転・改築に伴い、六月から定員が二十人から六十人に変わります。定員が四十人増えることから、新たに入園や転園する児童の申請を次のとおり受け付けます。

なお、現在他の保育園を申請中で、同園への入園を希望する方は、直接保育課（本庁

舎二階）にお越しく下さい。  
新しい所在地など：谷中三  
二・五・TEL 225・645

1

保育開始予定日：6月1日(月)

入園年齢：2か月

申し込み：保育課・認可保育園

園にある保育園入園申し込み書類または保育園転園申請書に必要事項を明記し、

5月8日(金)までに同課に持

参

問い合わせ：保育課

TEL 224-5827

**都市景観重要建築物等に指定**

都市景観課・TEL224-5961

市では、平成元年に「都市景観条例」を定め、重要な価値があると認められる建築物などを「都市景観重要建築物等」に指定しています。

3月18日、新たに1件を指定しました。これまでに指定した65件と合わせ、合計で66件となりました。



名称…<sup>つちかね</sup>よ金家

所在地…<sup>しん ともちやう</sup>新富町1丁目5-4

建築年代…昭和8年

平成元年に1階店舗の改装を行い、第1回かわごえ都市景観ポイント賞を受賞。黒し

つくいで仕上げた外壁に、当時のモダンなガラスの建具を施した、貴重な<sup>ぬりや</sup>塗家造りの建物です。

**児童手当の届け出を忘れずに**

児童手当の所得制限の対象となる所得が、五月一日以降の新規申請から平成二十年分の所得に替わります。

現在、所得制限により手当を受けていない場合や、対象となる児童がいても申請をしていなかった場合は、新規申請をしてください。

また、すでに手当を受けている方は、六月中に現況届を提出してください(現況届は、六月上旬に発送する予定です)。

**支給対象**

小学校修了前の児童を養育している、所得が一定額未満(下表)の方。

**手当額**

一人目・二人目の児童は、月額五千円。三歳未満および三人目以降の児童は、月額一万円。

**申請方法**

子育て支援課（本庁舎二階）・出張所・連絡所で配付している認定請求書に必要事項を記入し、同課・出張所・連絡所に提出してください。

**所得限度額表（平成21年度）**

扶養人数	児童手当		特例給付	
	所得額	収入額(参考)	所得額	収入額(参考)
0人	4,680,000円	6,525,000円	5,400,000円	7,333,000円
1人	5,060,000円	6,956,000円	5,780,000円	7,756,000円
2人	5,440,000円	7,378,000円	6,160,000円	8,178,000円
3人	5,820,000円	7,800,000円	6,540,000円	8,600,000円
4人以上	1人につき38万円ずつ加算			

\*対象は平成20年分所得です(源泉徴収の方は、給与所得控除後の金額が該当します)。収入額は、あくまで目安です。  
\*扶養人数は、平成20年分所得申告の際の人数です。所得には一定の控除(医療費控除・障害者控除など)があります。詳しくは、子育て支援課にお尋ねください。  
\*この限度額表の所得額には、政令控除分8万円が加算してあります。  
\*限度額表など、児童手当について、詳しくはお尋ねください。

申請した翌月分から支給対象となります。なお、出生・転入による場合は、出生・転入の翌日から十五日以内に申請してください。

**特例給付**

児童手当の所得限度額を超えていても、会社員など(厚生年金・私学共済などに加入している方)については、所得が一定額未満(右表)の方に限って、「特例給付」が受

けられます。

特例給付を受けている方が、会社などを退職したときは支給資格がなくなりますので、消滅届を提出してください。この届け出が遅れると、退職後に受給した手当を返還する必要がありますので、ご注意ください。

問い合わせ：子育て支援課

TEL 224-5821

## 地域福祉の活動に 補助金を交付します

地域福祉活動の実施団体を支援するため、補助金を交付します。

応募期間：5月1日(金)～29日(金)

補助対象団体：住民参加により地域の福祉を推進する先駆的な活動を積極的に行う団体▼地域が一体となって災害時に要援護者の支援に

関する活動を行う、自治会連合会の支会を単位とする地域団体

補助金：活動に直接必要な経費（活動収入は除く）

応募方法：福祉推進課（本庁舎一階）で配布する申請書に必要事項を記入し、同課に持参

\*補助金の交付は、選考により決定します。

問い合わせ：福祉推進課

TEL 224-5769

## 中高一貫教育検討委員会委員を公募

川越にふさわしい中高一貫教育校のあり方を検討する、同委員会を設置します。市民の皆さんの意見を反映するため、同委員会委員を公募します。

応募資格：次の要件をすべて満たす方①市内在住の30歳以上で、教育に関心がある

②平日昼間に開催される五

回程度の会議に出席が可能な市のほかの付属機関などの委員でない

定員：二人（選考）

選考方法：小論文および面接審査

応募方法：学校管理課（東庁舎一階）で配布する応募用紙に必要事項を記入し、

「中高一貫教育に関する私の意見」の小論文（任意の形式で八百字程度）を添えて、5月15日(金)（必着）ま

# 第20回小江戸川越花火大会 メッセージ花火・広告協賛 を募集します！

7月18日(土)、安比奈親水公園  
(荒天の場合は、19日(日)・20日(祝)に順延)

20回目を迎える小江戸川越花火大会。ことしは結婚・出産・誕生日・就職・還暦などのメッセージと共に花火を打ち上げるメッセージ花火と、プログラムに企業名を掲載できる広告協賛を募集します。申し込みをした方は、当日栈敷席にご招待します。あなたの花火で、小江戸川越の夏の夜空を彩りましょう。

### ①メッセージ花火

対象…個人（親睦会などは可）

定員…先着20人

経費…15,000円

取り扱い…プログラムに提供

者名を記載し、打ち上げ前にメッセージを読み上げます。メッセージは、40文字以内

\*例：○○○ちゃん3歳のお誕生日おめでとう（18文字）

### ②広告協賛

対象…企業または個人

経費…10,000円～

取り扱い…20,000円以上

の方は、1つのプログラムを割り当て、打ち上げ時に氏名・企業名を読み上げます。20,000円未満の方は、パンフレットに氏名・企業名を掲載します。

①②の申し込み…必要事項を記入した申込書に経費を添えて、4月27日(月)～5月22日(金)（土・日曜日、祝・休日を除く）の午前9時～午後5時に、小江戸川越観光推進協議会事務局（本庁舎5階・観光課内）。申込書は、観光課・公民館で配布します。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

問い合わせ…観光課・TEL224-5940

## 浦安行き的高速バス が運行開始

でに、〒350-8601川越市役所学校管理課に持参（郵送可）

\*応募用紙は、市ホームページからダウンロードすることもできます。

問い合わせ：学校管理課

TEL 224-6109

四月十五日から、川越と、浦安地区または東京ディズニーリゾートを行き来する高速バスが、運行を開始。ゆったりと座って移動できるようになりました。このバスは、先着順による座席定員制です。運行時刻など詳しくは、東武バスウエスト(株)川越営業事務所（TEL222-0671）にお尋ねください。

市内バス停：神明町車庫▼

札の辻▼本川越駅▼川越駅

西口

片道運賃：中学生以上 千五百円▼小学生以下 七百五十円

\*お得な回数券もあります。

問い合わせ：都市交通政策課

TEL 224-5519